

Ⅰ 部活動に係る活動方針の策定にあたって

本校の部活動に係る活動方針は、青森県教育委員会が策定する「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針（2024年3月策定）」に基づき、毎年度策定し、活動方針及び年間活動計画を学校ホームページ等への掲載により公表する。

2 目 標

- (1) スポーツ・文化・科学等に親しみ、自律・礼儀・責任感・協調性等の社会人として必要な資質や能力及び態度の育成を図る。また、健全な趣味や豊かな教養を養うとともに、個性の伸長や体力・技能の向上及び健康の保持増進を図る。
- (2) 仲間とともに目標に向かって努力することや教師及び部員同士との望ましい人間関係を構築することの大切さを学ばせる。また、学習意欲や安全意識の向上及び自己肯定感を育みながら充実した学校生活を送れるようにする。

3 基本方針

- (1) 部（会）への加入は任意とする。
- (2) 入部（会）及び退部（会）の際、生徒は、所定の様式又はあらかじめ定められた方法で、当該顧問及びホームルーム担任に届け出る。
- (3) 生徒が充実した学校生活を送ることができ、学業との両立ができるようバランスのとれた活動計画を顧問は作成する。
- (4) 生徒の自主的・自発的な参加により行われ、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む活動ができるよう、顧問は指導・助言を行う。
- (5) 部活動の運営にあたって、顧問は、指導方針・指導内容・会計処理等を明確にし、保護者との連携を図る。
- (6) 顧問が生徒の安全や健康に配慮することはもちろんのこと、活動する生徒自身が危険や傷害を予測、回避、対応ができるよう安全面や健康面に関する指導にも留意する。
- (7) 生徒が安心して活動に取り組めるよう、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (8) 顧問を複数配置することにより、生徒の自主的な活動への対応と顧問の負担軽減を図る。
- (9) 参加する大会や研修会及び行事等については、生徒や顧問の過度の負担とならないよう精査する。顧問の引率を必要としない保護者の責任で参加する大会や研修会及び行事等については、校外行事参加願を提出させる。
- (10) 生徒の多様なニーズに応じた活動が行えるような部活動を設置することに努める。また、生徒、保護者及び社会教育に位置づけられる団体からの要請・要望により学校施設の開放にも積極的に努める。

4 運営及び休養日等について

- (1) 部活動の運営については、生徒会で定める生徒会会則に則った運営・活動を行う。
- (2) 各部は、毎年4月に年間活動計画を作成し、校長に提出する。
- (3) 学期中は週当たり2日以上休養日（平日1日、週末1日）を設けることが望ましいが、主要な大会等の時期（ハイシーズン）については、休養日を、週当たり1日以上設けることとする。
- (4) 週末に大会や研修会及び行事等で活動した場合には、休養日を他の日に振り替える。
- (5) 年間で104日（平均して週2日）程度の休養日を確保することに努め、長期休業中や定期考査前あるいはオフシーズンには、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (6) 部の全体練習における活動時間については、学期中の平日は2時間程度、学校休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度を目安とする。

5 活動費について

- (1) 各部の部費徴収については、その目的を明確にし、保護者の経済的負担が過大とならないように配慮する。
- (2) 各部は、部費徴収に係る出納簿及び決算書を作成し、保護者に決算書を示す。
- (3) 各部の部費及び大会等に係る経費について、その一部を補助するために一定額を生徒会費（学校徴収金）として生徒から徴収する。

6 校外活動及び大会参加について

- (1) 高体連及び高文連が主催・共催・主管する大会や研修会および行事等への積極的参加を推進する。
- (2) 上記（1）以外の大会や研修会については、生徒・保護者の負担等を考慮するとともに、生徒・保護者の承諾を得た上で参加する。
- (3) 上記（1）及び（2）以外の練習試合及び行事等については、その目的等を明確にし、生徒・保護者の負担等を考慮するとともに、生徒・保護者の承諾を得た上で実行する。